令和6年三重県議会定例会 教育警察常任委員会

I	請	顧説明	
		請願第 27 号	県独自の学級編制基準の改善によって、25人下限条件をなくし、真の
			30 人学級実現を求めることについて
		請願第 28 号	県立高等学校の制服の指定について複数メーカーが参入できる方法の
			導入を求めることについて
		請願第 29 号	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める
			ことについて
		請願第 30 号	教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計
			画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて
		請願第 31 号	防災対策の充実を求めることについて
		請願第 32 号	義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについて
		請願第 33 号	教職員の欠員、不補充の速やかな解消および子どもたちの豊かな学びを
			保障する教職員配置のさらなる充実を求めることについて
П	議	案補充説明	
	1	議案第118号	「財産の取得について」 ・・・・・・・・・・ 1
Ш	所	· 管事項説明	
	1	「『令和6年版	【県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」
		への回答(教育委員会関係) について
	2	教員不足への	対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
;	3	県立夜間中学	(みえ四葉ヶ咲中学校) について 9
2	4	公立小中学校等	等における学習者用端末の共同調達について ・・・・・・・・・・・・ 12
į	5	盲学校および	- 聾学校の整備について ····· 15
(6		組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
,	7	フリースクー	ルで学ぶ子どもたちへの支援について ····· 21
	8		っとプラン(仮称)」
		-第五次三	- 三重県子ども読書活動推進計画-骨子案について ····· 25
	9		行う公の施設の管理状況報告について ····· 29
	.0		議状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・· 35
•			

別添 フリースクールの実態把握等に関する調査報告書

令和6年10月9日 教育委員会

Ⅱ 議案補充説明

議案第118号 「財産の取得について」

1 種目及び数量

三重県小中学校ネットワークシステムに係る端末機器等一式

【三重県小中学校ネットワークシステム】

主に市町教職員の旅行命令、出張旅費精算を行うためのシステムで、サーバのある県庁(県教育委員会事務局)と、端末のある市町教育委員会および小中学校を、専用線を使った閉域網で結んで構成しています。

2 金額

156,134,000円 (消費税等を含む。)

3 相手方住所氏名

三重県津市栄町1丁目817番地

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

三重支社長 藤田 玲

4 取得(調達)にかかる契約の内容

三重県小中学校ネットワークシステムを構成する端末機器等を更新するため、ノート型パソコン及びモノクロレーザープリンターを取得するものです。

(1) 契約期間

議決日から令和7年3月14日まで

(2)取得(調達)する機器

- ・ノート型パソコン 720 台
- ・モノクロレーザープリンター670台

1「『令和6年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答(教育委員会関係)について 【教育警察常任委員会】

●施策の取組

●施策の取	施策の取組							
施策番号	施策名	主担当部局名		回答				
14-6	学びを支える教育環境の整備	を支える教 教育委員会 対策の整備	教員に時間的余裕がないことは子どもに影響することから、 教員不足にしっかりと取り組まれたい。	将来的な子どもの人数減等を考慮して、教員定数は、およそ正規 9割、非正規1割の割合となっています。 正規教員については、毎年計画的に確保できているものの、非正 規教員は教員採用試験の不合格者等の講師登録者から採用してお り、教員不足は講師登録者が減っていることが大きな要因となって います。 そのため、講師登録者を増やす観点からも、教員採用試験の受験 者を増やす必要があり、教職の魅力向上、採用試験の工夫・改善等 に取り組んでいます。				
5			教員不足が慢性化している状況の中、正規教員の採用割合を増やすなどの対策を取らなければ環境改善には繋がらないと考えられるので、いつになれば改善されるのか、数字で示すことを検討されたい。	非正規教員は、教員採用試験の不合格者等の講師登録者から採用				
			病気休職者の中で精神神経系疾患による休職者が3/4を占めている状況は緊急事態だと考えるので、取組状況を県民に明示して対策に取り組むことを検討されたい。	メンタルヘルス不調への取組については、管理職向けの相談窓口の設置や臨床心理士によるリワーク支援などといったこれまでのメンタルヘルス対策に加え、令和6年度から、新規採用職員の横のつながりを確保して悩みや疑問を共有するための交流会の実施や、教員の負担感を軽減するための学校問題解決支援員の配置といった新たな取組を行っているところです。 今後も、メンタルヘルス不調による休職者を減らせるように、引き続き取組を進めていきます。				
			教員に対してのサポートに取り組まれたい。	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフ、部活動指導員、教頭マネジメント支援員、学校問題解決支援員などの地域人材や専門人材を活用し、チーム学校として教育活動を支える体制づくりに取り組んでいるところです。このことにより、教員の仕事と、教員以外の専門家がする仕事、教員以外の者でもできる仕事がより明確になり、教員の負担軽減に一定成果が上がっている状況です。 今後も引き続きチーム学校としての体制づくりをしっかりと進めていきます。				

2

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
14-6 (つづき)	学びを支える教育環境の整備	教育委員会	業務負担の軽減を工夫しても時間外労働が月45時間を超える教員がいることから、現場の声を聴きながらゼロになるよう、取り組まれたい。	令和5年度から、文部科学省が示している、学校における業務の3分類(「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」)を各学校で検討した上で、「教職員の業務の仕分け作業部会」を設け、教員の業務の見直しを進めています。令和6年度も引き続き現場の視点を大切にしながら、業務の一部外部委託や地域人材の活用を進めていきます。また、各市町や学校における業務改善に係る好事例を広く発信していきます。
			で採用されて生き生きと働いている方もいるため、免許状のな	門知識・技能を有する者を対象とした特別選考を実施しています。
5			高校の1人1台端末について、本県は保護者負担だが、全国的には半分ぐらいが公費負担と聞いている。いろいろな家庭事情がある中で、県独自で設置することを検討する場を検討されたい。	していますが、県の財源も限られる中、公費負担から保護者負担に

2 教員不足への対応について

1 国の考え方

(1) 定義

講師(非正規・常勤)の確保ができず、実際に学校に配置されている教師の数が、学校に配置することとしている教師の数(配当数)を満たしておらず、<u>欠員</u>が生じること

(2) 構造的要因

- ・ 産休・育休取得者数、病休者数、特別支援学級数の増加による、講師の見込 みを上回る必要数の増加
- ・ 近年の大量退職・大量採用に伴い、多くの講師が正規採用されることによる、 講師名簿登録者数の減少(講師のなり手の減少)

2 講師(非正規・常勤)について

(1) 教員に一定数の講師が含まれる理由

- ・ 将来的な子どもの数の減少に伴い、教員数の減少が見込まれるため
- ・ 教職員定数には、国の単年度措置のものがあり、また加配定数措置は年度末まで確定しないため

(2) 育休・病休等代替講師(常勤)が非正規である理由

・ 正規教員が産休・育休を取得したり病気休職になった場合、定数外の非正規 教員である講師を配置するため(地方公務員の育児休業等に関する法律 等)

【教員の雇用形態別内訳(5月1日時点)】

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
正規教員	12, 257	12, 168	12, 127
講師*(非正規・常勤)	1, 485	1, 502	1, 495
計	13, 742	13, 670	13, 622

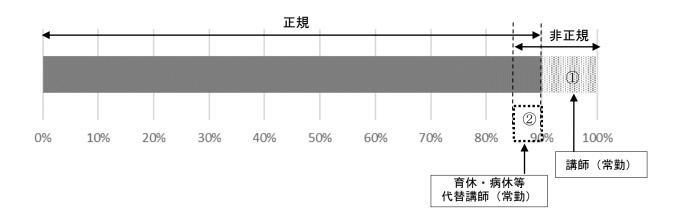
1) \(\) 2, 172

*育休等代替講師を除く

(必要となる講師数)

(単位:人)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
育休・病休等代替講師(非正規・常勤)	683	677	677	2



3 本県の教員不足の現状と課題

(1) 育休・病休等代替講師(非正規・常勤)の欠員状況

令和6年度の始業日時点において12人(小中学校11人、県立学校1人)、

9月1日時点において35人(小中学校26人、県立学校9人)が不足

(単位:人)

	R4 年度		R5 年度		R6 年度	
	始業日	9月1日	始業日	9月1日	始業日	9月1日
小学校	8	28	17	31	5	21
中学校	9	20	5	20	6	5
高等学校	1	0	0	2	1	1
特別支援学校	2	0	9	5	0	8
計	20	48	31	58	12	35

(2) 今後必要となる講師数の見込み(始業日時点)

- ①各年度に必要となる講師数(下表(a))
 - ・ 児童生徒数の減少に伴う学級数の減を見通して算出 (R6 年度は実績、R7 年度以降は推計)
- ②前年度から継続して任用される講師数(下表(b))
 - ・ 前年度の講師数から自己都合による離職者数(約 2.5%)と正規として採用される者の数(249人(過去5年間の平均))を減じて算出
- ③新規に必要となる講師数(下表(c))(a)-(b)で算出
- ④採用試験不合格者の大学生で講師となる数(下表(d))
 - ・ 不合格者の大学生のうち講師希望者の半数が実際に任用されると仮定する と、R7 年度は 105 人が講師となる見込み
 - ・ R8 年度以降は、大学生の受験者 (R7 519 人) を毎年 20 人、講師希望者 の割合 (R7 40.5%) を毎年 2 % ずつ増やすことを目標として算出
- ⑤(d)以外で確保できる講師数(下表(e))
 - ・ 退職者や教員免許を持ちながら教職に就いていない方等、大学生以外から人材を確保する取組により見込まれる講師数を 134 人程度と算出

【始業日時点の講師不足数】

(単位:人)

	各年度に必要と なる講師数	前年度から継続して任用される	新規に必要と なる講師数	採用試験不合格 の大学生で	(d) 以外で確保で きる講師数	講師不足数
		講師数	((a)-(b))	講師となる数		(c)-(d)-(e)
	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	
R6 年度	2, 172	1, 876	296	150	134	12
R7 年度	2, 110	1, 869	241	105	134	2
R8 年度	2, 061	1, 808	253	115	134	4
R9 年度	2, 004	1, 760	244	125	134	▲ 15
R10 年度	1, 953	1, 705	248	135	134	▲ 21
R11 年度	1, 859	1, 655	204	146	134	▲ 76

(3) 今後の課題

- ・ 新規に講師名簿に登録する者の多くは、採用試験を不合格となった大学生であるが、近年、大学生の受験者数は減少傾向にあるため、新規の講師登録者にもつながる大学生の受験者の安定的な確保が必要
- ・ 大学生の受験者数の減少の主な要因である、長時間労働や授業の指導力、保 護者対応への不安の解消が必要
- ・ 退職者や教員免許状を持ちながら教職についていない人等、潜在教員の掘り 起こしも必要

く参考>

【教員採用試験の受験者数】

(単位:人)

	R3 採用	R4 採用	R5 採用	R6 採用	R7 採用
受験者数	2, 661	2, 457	2, 174	2, 057	1, 843
うち大学生数	672	650	598	605	519
採用数	437	518	511	476	548
倍率	6.1倍	4. 7 倍	4.3倍	4.3倍	3.4倍

※受験者数について、R7は大学3年生を除外

- ・ 令和7年度教員採用試験の受験者数は 1,843 人(大学3年生を含む 2,003 人)で、記録が 残っている平成6年度採用以降で最少
- ・ 大学生の受験者数は、令和7年度教員採用試験で大きく減少(対前年86人減)

【時間外在校等時間が月 45 時間を超える教職員の月平均人数】

(単位:人)

	R1 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R5 と R1 の比較
小学校	1, 282 (18. 1%)	631 (9. 0%)	648 (9. 3%)	626 (9. 2%)	51. 2%減
	1, 484 (39. 2%)	873 (23. 0%)	1, 070 (28. 2%)	1, 088 (28. 7%)	26.7%減
県立学校	542 (12. 4%)	253	422 (9. 3%)	397 (9.0%)	26.8%減

※()内は校種ごとの全ての教職員に対する割合

- ・ 令和5年度の教職員の時間外在校等時間は(新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業 等がなく通常の状況であった)令和元年度と比較して減少
- 国の調査における全国平均と比較しても大きく改善。しかしながら、依然として長時間労働 が解消されるまでには至っていない。

【三重県および全国の精神神経系疾患休職者数】 (単位:人)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度
三重県	71	81	95
	(0. 48%)	(0. 56%)	(0. 66%)
全国	5, 203	5, 897	6, 539
	(0. 57%)	(0. 64%)	(0. 71%)

※()内は教育職員在職者数に占める精神神経系疾患による休職者数の割合

- ・ 複雑化・多様化した教育課題への対応の難しさ等により、令和4年度の本県における在職者 数に占める精神神経系疾患による休職者数の割合は0.66%
- ・ 令和2年度以降、全国平均を下回る傾向。しかしながら、休職者が依然として一定数存在する。

4 人材確保に向けた取組

(1) 教員採用試験の受験者数の確保

- ①教員採用試験の工夫・改善
 - ・民間の就職活動期に大幅な遅れを取らないよう実施時期を1か月前倒し
 - ・講師確保につながる1次試験免除要件の拡大 例)令和6年度の常勤講師のうち前年度の1次試験を合格した者(全免除)
 - ・学生の受験者確保につながる大学3年生を対象とした特別選考の実施 (小学校教諭のみ)
 - ・特別免許状の授与を前提とした採用試験の実施

②SNS等を活用した情報発信の取組

- ・県のホームページ、SNSを活用した教員採用試験に係る情報発信
- ・教職の魅力を発信するパンフレットや動画のリニューアル(1月作成予定)

③ガイダンスや説明会による教職の魅力発信

- ・大学生等を対象に、先輩教員から教職の魅力を伝えるガイダンスの実施
- ・県内高校生を対象に、教員の魅力を発信する説明会の実施
- 教員採用試験や教員免許状の取得方法に関する説明会の実施

(2) 教員を志す大学生の不安解消に向けた取組

①学校における働き方改革の取組

- ・総勤務時間縮減に係る目標の設定(定時退校日設定、部活動休養日の設定、 会議時間の短縮)と取組の推進
- ・ I C T を活用した業務の効率化(自動採点システムやA I ドリルの活用等)
- ・中学校における休日の部活動の地域連携・地域移行を含む部活動改革
- ・専門人材や地域人材の配置(SC、SSW、SSS、SL、部活動指導員、 学校問題解決支援員等)

②大学と連携した取組

- ・大学生が現職教員と共に授業実践研修に参加する機会の提供
- 大学の教職講座へ県教育委員会事務局職員を講師として派遣
- ・教員を志す大学生等を教育アシスタントとして学校現場に受入れ

(3) 潜在的な教員の掘り起こし

- ・退職教員や教員免許状を持ちながら教職に就いていない人を対象とした 「みえの未来の先生」相談会の実施(県内外5か所)や情報発信
- ・過去の講師登録者や教員採用試験の不合格者への働きかけ
- 各関係機関との連携や企業への働きかけ
- ・教員採用試験と併せた育児休業等代替任期付講師等の選考の実施
- ・専門性を有する人への臨時免許状の発行

(4) メンタルヘルス対策の取組

- ・不安や悩み、ストレスとこころの健康について正しい認識とセルフケアの 重要性を学ぶセルフケア研修の実施
- ・教員を対象に、臨床心理士による「メンタルヘルスカウンセリング」を実施し、必要に応じて専門医の受診を勧奨
- ・職員同士が繋がりや悩みを共有できる機会や産業医との面談の場の設定
- ・メンタルヘルス不調となることを未然に防止することを目的に「ストレス チェック」を全ての公立学校で実施
- ・職場復帰した教員を対象に、臨床心理士による面談を実施(復職後最長2 年間)

5 今後の対応方針

今後とも、教員採用試験の受験者数の確保に向けた取組、教員を志す大学生等の不安解消に向けた取組、潜在的な教員の掘り起こしなどを積極的に進め、正規教員の確実な確保とともに、新たな講師の確保に取り組みます。

また、引き続き、年度途中の産休・育休に対応するため、法律の改正により、育休・産休の代替として正規教員が配置できるよう、国に対して要望していきます。

さらに、中長期的な視点から、教員養成を担う県内大学と連携し、地域課題に強み・専門性を有する志望者を継続的・安定的に確保し、県内での教員採用につなげていく取組を進めます。

3 県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)について

1 概要

さまざまな理由により義務教育を修了していない人、または、十分に受けられなかった人等に義務教育の内容を学ぶ機会を提供するため、令和7年4月に県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)を開校します。

また、不登校の現役の中学生にも多様な教育機会を確保するため「学びの多様化学校」(いわゆる不登校特例校)の指定を文部科学省に申請しています。

※「学びの多様化学校」(いわゆる不登校特例校)

不登校児童生徒の実態に配慮して、特別の教育課程を編成して教育を実施する学校。年間の総授業時間数の低減、体験型学習を多く取り入れるなど、特色ある教育課程が行われている。

	7個級、体験生子自と多く取り八れるなと		
コース	夜間中学	学びの多様化学校	
対象者	学齢期を過ぎた人	学齢期(中学生)の人	
	県内に在住・在勤の人で次の要	次の要件を満たす人	
	件を満たす人	・ 不登校、不登校傾向にある	
	・ 義務教育を修了していない人	中学生	
	・ 義務教育を十分に受けられな		
	かった人		
	・ 本国やわが国で義務教育を修		
	了していない外国籍の人		
	・ その他学校長が認めた人		
人数	50 名程度	(全校)	
修業年限	3年(最長9年まで在籍可能)	3年	
入学·編入学時期	基本は、4月入学。個々の状況	兄に応じて年度途中も可能。	
教育課程	「夜間中学」として特別に編成さ	「学びの多様化学校」として特	
	れた教育課程 (年間授業時数 700	別に編成された教育課程(年間	
	時間程度)	授業時数 770 時間程度)	
特徴	それぞれのコースにおける異年	齢・異学年の交流学習、交流活	
	動を行うほか、2つのコースの	生徒が各教科等で交流学習を行	
	うなど協働的な学びを行う機会	を設定する。	
	・一人ひとりの学びの習熟や目的	に応じて、自由進度学習を取り	
	入れた、個に合わせた授業を受	けることができる。	
	・教科等横断型、教科等統合型の探究的な学習やコミュニケーシ		
	ョン能力の向上をめざしたソー	シャルスキルトレーニングの授	
	業を行う教科を新設する。		
	・さまざまな体験活動ができるほ	か、健康・レジリエンス教育等	
	を受けることができる。		
	生徒が、それぞれの事情に合わ	せて、学ぶ時間を選択すること	
	ができるよう、昼間部(15 時半頃~19 時半頃)と夜間部(17		
	時頃~21 時頃)を設置する。		
生徒への配慮	・外国につながりをもつ生徒への配慮として、やさしい日本語に		
	よる授業や初期日本語指導を実施する。		
	・スクールカウンセラーやスクー	· · · · · ·	
	ることで、生徒が適宜相談でき		
		J 0, / (- / J)	

2 開校準備状況

(1)「学びの多様化学校」の申請について

教育課程について、現在文部科学省と協議を進めています。令和7年2 月末頃、正式に指定を受ける予定です。

(2) 施設改修について

令和6年7月より、校舎となる県立みえ夢学園高等学校敷地内にある研修棟の改修工事を行っています。教室や保健室、相談室等を整備しており、令和7年1月末に完成する予定です。

(3) 令和7年度より使用する教科用図書について

令和6年7月、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、生徒が使用する教科用図書を採択しました。採択にあたっては、さまざまな年齢や国籍の生徒が使用することを想定し、見やすい紙面であるかどうか、これまで十分に学べなかった生徒にとって、文章量や基礎的な学習内容の分量が適切かどうかなどの視点で協議を行いました。

(4) 令和7年度の生徒募集について

令和6年8月23日、県庁講堂で学校説明会を開催し、オンラインによる参加を含め、約170名の参加がありました。今後、10月20日より生徒募集を開始します。入学希望者は、入学希望者説明会に参加した後、個別面談および授業体験を経て入学・転入学願書または申請書を提出します。

【入学希望者説明会】(10月、11月)

県内4か所(津市、四日市市、伊勢市、伊賀市)、合計6回 ほか、希望をふまえ、随時実施

(5) 広報活動について

生徒募集と並行して、以下の広報活動を行います。

- ①開校前記念イベント(10月)
 - 夜間中学の学校生活を題材にした演劇「へたくそな字たち」の上映会 (桑名市、津市)を開催
- ②県立みえ四葉ヶ咲中学校応援隊「クローバーズ」 ポスター掲載や就労体験の受入れ、出前授業等、生徒たちの学びをさ まざまな形で応援していただけるサポーター(企業・団体・個人等)を 募集
- ③広報キャラバン 市町や学校、地域等の団体やグループからの要請を受けて、学校説明 会や入学相談会等の開催のために担当者を派遣
- (4) S N S

公式ライン、Facebook、Instagram による情報発信

(6) 校章・マスコットキャラクターデザインについて

学校の特色を表す校章およびマスコットキャラクターデザインが決定しました。今後、生徒募集案内やポスター等の印刷物、ホームページ、SNSに掲載するなどして活用します。

①応募期間、応募総数

募集期間:令和6年5月24日~令和6年7月31日

応募総数:校章:168点、マスコットキャラクター:182点

②選定方法

教育委員会事務局で選定したデザイン候補 10 点について、夜間中学体験教室「まなみえ」の生徒や指導員等を対象に投票を実施し選定しました。

③選定したデザインと込められた想い

校章	マスコットコ	キャラクター
	よつは	リブロ
は、一般などのである。		
四葉のクローバーをモ	四葉のクローバーの妖	四葉の妖精。引っ込み思
チーフに、学校のめざす	精。優しくて、穏やかな	案だが、好奇心旺盛で気
姿を表現している。4色	性格。夢は生徒たちを幸	になる生徒を見つけて
の葉は多様性を表し、3	せに導くこと。	は隠れてついていく。言
つの丸は就学する3学		葉は話せないけれど、一
年を意味し、生徒が成長		緒に学び、遊び、笑い、
するよう願いが込めら		泣く、いつでも生徒の味
れている。		方。

4 公立小中学校等における学習者用端末の共同調達について

Society 5.0 時代を生きる子どもたちにとって、1人1台端末をはじめとする学校の ICT 環境は、必要不可欠な学習基盤です。1人1台端末の効果的な利活用を進め、学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力の育成を図るため、1人1台端末の着実な更新に取り組みます。

1 公立小中学校等の端末整備に対する支援

都道府県に基金が造成され、令和6年~令和10年の5年間で公立小中学校および特別 支援学校小・中学部の児童生徒の学習者用端末を更新し、県および県内市町における共同 調達等、計画的・効率的な端末整備を推進します。

<参考:端末補助>

・1台あたりの補助基準額55,000円(補助率 国2/3、市町1/3)

(地方財政措置により、実質国負担)

• 予備機: 15%以内

・対象経費:①端末本体 ②設置・据え付け費

2 三重県 GIGA スクール構想推進協議会の設置と取組内容

三重県教育委員会及び市町等教育委員会は、ICT による学校教育の充実・発展と、これによるGIGA スクール構想の更なる推進に連携・協働して取り組むため、県教育長、全市町教育長を構成員とする三重県GIGA スクール構想推進協議会を設置しました。

また、その下に、学識経験者等からなる作業部会、市町担当者からなる専門委員会を設置し、円滑な共同調達、1人1台端末の利活用の活性化に向けたグランドデザインの検討、 先進的な取組や校務分野における業務改善の取組等の情報交換等を行っています。

会議体

会議体名	構成員	実績
推進協議会	県教育長	第1回:4月24日
	全市町教育長	第2回:7月3日
		第3回:9月12日(書面開催)
作業部会	学識経験者等	第1回:5月20日
	市町等教育委員会関係者	第2回:6月24日
	学校教育関係者	第3回:7月10日
		第4回:8月5日
専門委員会	各市町等教育委員会情報教育担当者	第1回:5月24日
	各市町1人1台端末調達関係担当者等	第2回:6月7日(30S説明会)
		第3回:6月17日
		第4回:6月28日
		第5回:7月24日

②GIGA スクール端末整備仕様書

令和6年9月12日 GIGA スクール端末整備仕様書策定

<第1期の課題>

- ・OS によっては更新作業の負担が大きく、端末自体が重いため落下による破損が多い。
- ・ネットワークが不安定である。
- バッテリーの劣化がすすす。

<第1期の課題を受けて>

まず、GIGA 第2期において、めざす子どもの学びの姿を共同調達会議で議論し、その 姿を実現するとともに、第1期の課題を克服するためには、どのような端末がいいのか、 ICT 環境の基本コンセプトについて協議し、県及び市町等の合意形成のもと、仕様書を 作成しました。

<GIGA 第2期におけるめざす子どもの学びの姿>

本県の教育ビジョンでは、子ども達に育みたい力として、「自立する力」「共生する力」 「創造する力」を掲げています。その3つの力に沿って、GIGA第2期における端末の活 用を通して、めざす子どもの学びの姿を示しました。

- ・自立する力として、確かな学力を育成するとともに、学ぶ内容や方法を自ら決定、調 整、改善を繰り返しながら、主体的な学びを続ける姿。
- ・共生する力として、平常時だけでなく非常時においても、いつでもどこでもだれとで も協働する学びの姿。
- ・創造する力として、情報活用能力を育成しながら、ビッグデータを利活用したり、感 性豊かに創造・発信したりして、新たな価値を創造する学びの姿。

GIGAスクール構想 第2期三重県共同調達会議におけるめざす子どもの学びの姿

多様な環境や特性に応じた学びを通して、 これからの時代を生きていくための基礎となる力を身につけた子ども ~誰一人取り残すことのない、学びの実現~

自立する力 主体的な学び

自ら定める目標の実現に向けて、学ぶ 内容や学ぶ方法を自己決定するととも に、学びの状況を振り返りながら、自 己調整し、改善を行いつつ学び続けて いく子どもの姿

- ・主体的に学べる多様な学びの実現
- れまで地道に取り組まれ蓄積されてきた
- 実践との融合
- ・確かな学力の育成 ・質の高い学習活動 ・個別の学習データの活用 等

共生する力 時間・距離を超えた協働

自他のかけがえのない価値を理解・尊重する とともに、自己肯定感を高め、価値観や文化 の多様性を認め合い、いつでもどこでもだれ とでもつながりながら、相互の学びや考えを 参照し、他者と共生する子どもの姿

- 学習環境を選ばず、子どもたちの興味・関心を 生かした自主的・自発的な学習
- ・地域や地域外の人との対話、先哲の考え方に 触れる学習 非常時、少人数、グローバル化に対応した端末

の活用

多様な学びの実現に向け、学校及び家庭 や地域においても、情報を収集・整理・ 分析し、感性豊かに創造・表現・発信す る子どもの姿

創造する力

新たな価値の創造

- 情報モラルを含む情報活用能力の育成
- 教科横断的な視点で思考できる資質・能力の育成 多様な表現や鑑賞の活動等を通して、感性豊かに 創造・発信を行う学習
- ビッグデータの利活用

13

<ICT 環境の基本コンセプト>

- ・個人のアカウントを活用し、どこからでもどの端末でも、学びたいときに学べる環境 の保障、クラウドを活用することで、個人の学習履歴が蓄積でき、互いに学び合える 環境の保障、これらの学びや創造的活動を支えるネットワーク環境や多様な入力デバ イス環境の保障について示しました。
- ・クラウドを活用した学びは、子どもの学びを支えるとともに、教師の学びも支えることにつながっていることを示しました。

GIGAスクール構想 第2期 三重県共同調達会議におけるICT環境の基本コンセプト

創造する力を支える ICT環境

- ○データが経年で蓄積されることにより、 学びを深め、互いに学び合うクラウド型 データ活用ツールにて環境を保障
- ○創造的活動を支える多様な入力デバイス 環境を保障

学びのデータを収集・分析・判断 レシェアすることで互いに学びを 深めることができる。

共生する力を支える ICT環境

○クラウド活用により、学びを保障○遅延なく接続可能なネットワーク環境を保障

共有や他者参照、協働作業等の学 Well-beingの実現 びが、いつでもどこでもできる。

ー自己肯定感の涵養ー **クラウド**





○一人ひとりがアカウントを持ち、学校配付の端末だけではなく、どこからでもどの端末からでも学びを保障

○個人の学習履歴が蓄積可能なクラウド環境を保障

適切な方法を自ら選択して、多様な学びができる

- ○教育データ活用により、子ども達の学びを支える
- ○子ども達の学びを支えるために、教師たちの学びも支える
- ・安全かつ必要なときに活用可能な教育データの蓄積環境と分析環境

3 今後の予定

令和6年度調達

令和6年9月10月 公告・審査

「伊勢市、オプトアウト※:いなべ市 〕

令和7年度調達

令和7年2月3月 公告・審查

桑名市、いなべ市、東員町、朝日町、鈴鹿市、津市、松阪市、 多気町、明和町、大台町、大紀町、度会町、玉城町、伊勢市、 鳥羽市、志摩市、伊賀市、名張市、尾鷲市、紀北町、熊野市、 御浜町、紀宝町

オプトアウト※: 四日市市、県立特別支援学校

令和8年度以降の調達 該当年度の前年度9月10月 公告・審査の予定

※オプトアウト:市町が共同調達会議で示した共通仕様書の内容とは異なるスペックの 1人1台端末を希望する場合等、市町が独自に調達することができる仕組み。

5 盲学校および聾学校の整備について

1 移転時期について

盲学校および聾学校の校舎の老朽化への対応と聾学校の津波浸水にかかる安全対策のため、校舎を津市城山の県立施設跡地へ新築移転することとしています。移転地は城山特別支援学校に隣接することから、3校の持つそれぞれの専門性を生かし相互に協力・連携することで、より充実した指導・支援を行うとともに、幼児児童生徒が同世代の友だちと互いに知り合い、切磋琢磨する機会を設けるなど、自立と社会参画に向けた教育を進めます。

令和6年5月に公告した校舎建築工事の入札において応札者がなく不調となったことから、令和6年10月に再公告を行い、令和9年度からの供用開始をめざして整備を進めます。

2 整備の予定

令和3年度 基本設計

令和4年度 実施設計、埋蔵文化財調査

令和5年度 実施設計、埋蔵文化財調査、木材調達

令和6年度 埋蔵文化財調査、木材調達、建築工事契約

令和7年度から令和8年度 木材調達、建築工事(予定)

令和9年度 供用開始(予定)

3 整備の概要

(1) 施設の特徴

- ○視覚、聴覚に障がいのある幼児児童生徒がともに学ぶ、県内唯一の学校であることから、それぞれの障がいに配慮した施設、設備としています。
 - ・避難の容易性に配慮し、2階建てとします(全体)
 - ・点字ブロックの設置(視覚)
 - ・壁・床の境界が認識しやすいよう、廊下の両サイドを濃い色で塗り分け (視覚)
 - ・校門から昇降口へ誘導するため、音声誘導装置を設置(視覚)
 - ・集団補聴システムの導入(プレイルーム、屋内運動場、大会議室)(聴覚)
 - ・始業・終業・緊急を知らせるパイロットランプの教室への設置(聴覚)
- ○三重の木づかい条例(令和3年4月施行)に基づく木造施設です。
- ○大量の木材を確保するため、工事と分離して県産木材を先行調達します。

(2)建物配置等

・所在地 津市城山一丁目 498-2 ほか

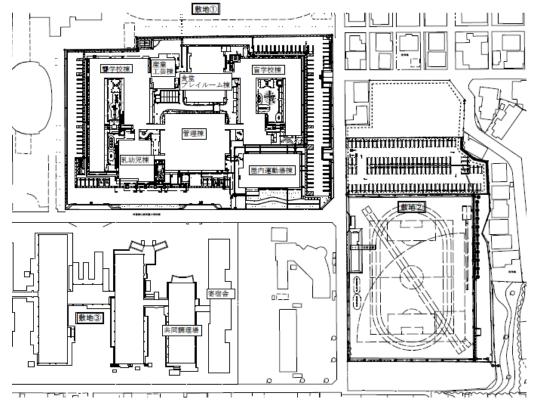
•配置

敷地①(校舎棟·屋内運動場棟敷地)

敷地② (グラウンド・駐車場・付属棟敷地)

敷地③ (共同給食調理場改修棟敷地)









6 学力向上の取組について

1 基本的な考え方

学力の育成にあたっては、学習指導要領に示された生きる力を育むことをめざし、知識・技能を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等を育成するとともに、主体的に学習に取り組む態度(学びに向かう力、人間性等)を養います。

このため、学校における個別最適な学びや協働的な学びを進めるとともに、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちの学力の育成に取り組みます。

2 令和6年度全国学力·学習状況調査

全国学力・学習状況調査は、教科に関する調査と児童生徒や学校に対する質問調査を総合的に活用することで、子どもたちへの教育指導の充実や学習状況の改善につなげることを目的として実施されています。

(1)調査の概要

- ① 実施日 令和6年4月18日
- 2 対象
 - ・小学校第6学年および中学校第3学年の全児童生徒
 - ・特別支援学校小学部第6学年および中学部第3学年の該当児童生徒

③ 調査の内容

- ・教科に関する調査(国語、算数・数学)
- ・生活習慣や学習習慣等に関する質問調査(児童生徒に対する調査および学校 に対する調査)

(2)調査結果の概要

- ・令和6年度全国学力・学習状況調査の教科に関する調査において、平均正答率が全国平均を上回った教科は4教科中1教科(中学校数学)でした。
- ・国語では、小学校において、文の中における主語と述語との関係を捉えること に改善がみられましたが、小中学校ともに文脈に即して漢字を正しく書くこと に課題がみられました。算数・数学では、小学校において、立方体の体積や速 さの問題に課題がみられた一方で、中学校において、データの活用に関する理 解度が高まってきました。
- ・児童生徒質問調査において「自分には、よいところがある」と回答した割合が 年々上昇しており、自己肯定感が高まっています。また、「先生は、あなたのよ いところを認めてくれている」、「普段の生活の中で、幸せな気持ちになること がある」、「人の役に立つ人間になりたいと思う」、「人が困っているときは、進 んで助けている」における肯定的な回答が9割を超えています。
- ・一方、授業時間以外に1時間以上学習する児童生徒が年々減っており、全国平均より低い状況が続いています。

3 令和6年度の主な取組

教科に関する調査、児童生徒質問調査、学校質問調査の結果について総合的に分析を行います。課題の改善を図るため、市町教育委員会と連携した取組、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、学習習慣の確立に向けた取組を推進していきます。また、市町や学校における取組の好事例を収集し、各種会議・研修会等で発信するなど、水平展開を図っていきます。

(1) 市町教育委員会と県教育委員会の連携

①市町教育委員会と連携した取組の推進

- ・市町教育委員会は、年度当初に、課題の改善に向けた具体的な取組内容やスケ ジュールを示した「学力向上アクションプラン」を作成。
- ・県教育委員会や教育支援事務所は、8月から9月にかけて、「学力向上アクションプラン」に基づき市町教育委員会や学校が注力した取組を確認するとともに、 今後の取組内容について各市町教育委員会と協議。
- ・市町教育委員会や学校訪問の機会を通じて、全国学力・学習状況調査の結果の 改善につながった取組、授業改善の効果的な取組、家庭での学習習慣の改善に つながった取組等の好事例を積極的に収集。各種会議・研修会等の機会に発信・ 共有。

②学力向上推進会議の開催

・市町の学力向上に向けた取組を促進するため、8月末に各市町担当指導主事を 対象とした学力向上推進会議を開催。全国学力・学習状況調査の結果をふまえ た授業改善の方向性を共有。また、各市町教育委員会の課題の改善に向けた指 導・助言について協議。

(2)授業改善の取組

①若手教員への支援

・若手教員が多く在籍する市町や学校の中からモデル校を指定し、授業力向上ア ドバイザーや県指導主事が若手教員の授業について指導・助言を行い、授業改 善を推進。加えて、モデル校を複数のグループに分け、年3回程度、グループ 内で提案授業と事後協議を実施し、複数の学校の若手教員が学び合う仕組みを 構築。

※令和6年度モデル校:4市町16校(松阪市、南伊勢町、伊賀市、名張市)

②効果的な少人数指導

・学力向上アドバイザーや県指導主事が少人数指導推進校を訪問し、国語のティーム・ティーチングおよび算数・数学の習熟度別指導の指導方法について指導・助言を行い、効果的な少人数指導を推進。

③授業や校内研修における指導・助言

・授業改善の取組が進むよう、県教育委員会や教育支援事務所は、市町教育委員会の求めに応じた学校訪問を行い、授業や校内研修会において指導・助言。

④授業改善研修会の開催

・学習指導要領で求められている資質・能力の育成に向けた授業改善を一層促進するため、11月に教職員を対象に国の調査官を招聘し、提案授業に対する講評や講演による授業改善研修会を開催。

教科等	開催日	場所	講師
中学校数学	令和6年11月11日(月)	名張市立桔梗が丘中学校	水谷調査官
小学校算数	令和6年11月14日(木)	いなべ市立藤原小学校	笠井調査官

⑤学習内容の理解・定着を図る取組

- ・児童生徒が解答状況に応じた問題に取り組めるよう、みえスタディ・チェック の設問ごとに、正解の場合は、さらに難しい問題を、不正解の場合は、学習内 容を遡った問題を提供。
- ・全国学力・学習状況調査結果をふまえた課題に対応したワークシート集(学-Viva!!セット)を12月頃に全小中学校に提供。
- ・学習内容の理解・定着に向け、小学校第5学年および中学校第2学年の児童生徒の1人1台端末に、国語、算数・数学について課題のある基礎的な問題を「今日の1問」として1月中旬から3月下旬まで提供。

(3) 学習習慣の確立

- ・学習習慣の確立に向け、みえの学力向上県民運動ホームページをリニューアル し、子どもたちが家庭で学習できる教材等に特化したページを作成。
- ・学習習慣の確立について、市町や校長会、三重県 PTA 連合会と連携して、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進。校長会で、これまでの取組から「自ら取り組む家庭学習」への転換の必要性について周知。県 PTA 連合会の公式アカウントに家庭学習の習慣化を啓発する動画を掲載。
- ・学校や家庭が活用する、学習習慣や生活習慣についての「デジタル版生活習慣・ 読書習慣チェックシート」を1人1台端末に提供。
- ・「自ら取り組む家庭学習」について、全国の先進事例に学び、学習習慣の確立に 向けた取組の好事例を構築・水平展開に向けて検討。

【参考】

令和6年度全国学力・学習状況調査の結果

※()の数値は、全国平均との差

1 教科に関する調査

小芎	学校	中学校		
国語	算数	国語	数学	
67. 1 (-0. 6)	62. 3 (-1. 1)	57.0(-1.1)	52.7 (+0.2)	

2 児童生徒質問調査

・自分には、よいところがある(肯定的な回答)

	H31	R3	R4	R5	R6
小学生	80.1(-1.1)	76. 0 (-0. 9)	77. 9 (-1. 4)	81. 9 (-1. 6)	82.4(-1.7)
中学生	74. 9 (+0. 8)	77. 5 (+1. 3)	79.7(+1.2)	80.9(+0.9)	83.8(+0.5)

・ 先生は、 あなたのよいところを認めてくれている (肯定的な回答)

	R3	R4	R5	R6
小学生	_	87. 0 (-0. 1)	89.8(0.0)	90.6 (+0.7)
中学生	_	88.7(+2.1)	89. 2 (+1. 9)	91. 4 (+1. 0)

・授業の内容がよく分かる【国語】(肯定的な回答)

	H31	R3	R4	R5	R6
小学生	86. 3 (+1. 4)	84.9(+0.7)	84.3 (+0.3)	86.1 (+0.4)	87.1 (+0.8)
中学生	81. 1 (+3. 5)	83.7(+3.6)	84.5 (+3.3)	83.3 (+3.3)	86.1 (+3.4)

・授業の内容がよく分かる【算数・数学】(肯定的な回答)

	H31	R3	R4	R5	R6
小学生	85. 7 (+2. 2)	87.0(+2.4)	82.3(+1.1)	83. 3 (+2. 1)	84.8(+2.7)
中学生	79. 1 (+5. 2)	77.5(+2.9)	82.4(+6.2)	79.1(+5.8)	79.8(+4.1)

・課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ(肯定的な回答)

	H31	R3	R4	R5	R6
小学生	77. 5 (-0. 2)	78.2(0.0)	77.6 (+0.3)	79.1(+0.3)	81. 3 (-0. 6)
中学生	77.6 (+2.8)	83. 9 (+2. 9)	83. 1 (+3. 9)	81.6 (+2.4)	82.4(+2.1)

・平日の学習時間(1時間以上)

	H31	R3	R4	R5	R6
小学生	64. 2 (-1. 9)	59. 6 (-2. 9)	56. 5 (-2. 9)	54. 0 (-3. 1)	50.6(-4.0)
中学生	67. 5 (-2. 3)	73. 3 (-2. 6)	68. 5 (-1. 0)	64. 9 (-0. 9)	63. 2 (-1. 1)

・休日の学習時間(1時間以上)

	H31	R3	R4	R5	R6
小学生	_	53. 4 (-7. 6)	48. 2 (-7. 9)	44.7 (-7.8)	40.4(-8.2)
中学生	_	70. 9 (-6. 7)	64. 7 (-6. 1)	59. 6 (-5. 7)	55. 6 (-7. 4)

7 フリースクールで学ぶ子どもたちへの支援について

1 現状と課題

不登校児童生徒が増加する中、どの相談機関等にもつながっていない児童生徒が約4割いることから多様な学びの場を充実させる必要があります。

フリースクール等(以下「FS」という。)は、学校に行きづらさを感じる児童生徒にとって選択肢の一つであることから、教育委員会とFSとの連携や、利用する子どもたちへの支援を行うことが重要です。

そこで、FSの実態やFSの利用者のニーズ等を把握する調査を実施しました。調査の概要および主な調査結果は次のとおりです。

2 調査の概要および調査結果について

(1)調査時点

令和6年1月

(2)調査対象および回収率

- ①県教育委員会が把握している FSの運営団体
 - 31 団体に調査を依頼し、21 団体から回答を得ました。【回収率 67.7%】
- ② F S 等を利用する不登校児童生徒およびその保護者

①で回答のあった 21 団体および親の会 6 団体を利用する 605 家庭に依頼し、198 家庭から回答を得ました。【回収率 32.7%】

(3)調查項目

①県教育委員会が把握しているFSの運営団体

団体・施設の概要、設立目的、取組内容、学校との連携状況、経常収益、経常費用、運営上の課題、行政等への要望など

② F S 等を利用する不登校児童生徒およびその保護者

基本調査、学校や三重県への要望、経済状況、就労状況、不安に感じていること、 相談の状況、FSを居場所として選択した理由、FSに望むことなど

(4) 主な調査結果

①県教育委員会が把握しているFS (n=21)

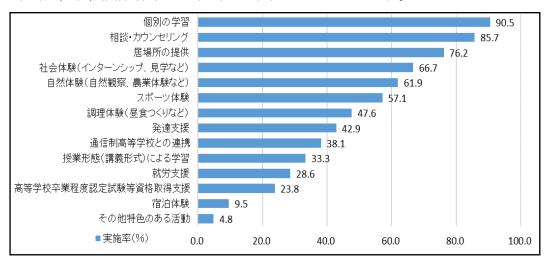
i) 運営主体の区分

さまざまな属性の団体がFSを 運営しています。

区分	団体数	割合(%)
NPO法人	5	23.8
営利法人	5	23.8
法人格を有しない任意団体	3	14.3
個人	3	14.3
一般·公益社団法人	2	9.5
学校法人	_	4.8
その他	2	9.5
計	21	100

ii) 活動内容等(複数回答)

約 90%の団体が個別の学習支援と相談・カウンセリングを行っています。次いで、 居場所の提供 (76.2%)、社会体験 (インターンシップ、見学など) (66.7%)、自然 体験 (自然観察、農業体験など) (61.9%) となっています。



iii) 運営上の課題(主な意見)

<財政上の課題>

収入が不安定であり、他の事業による収益を持ち出すことで賄っている。

<体制の課題>

個別支援のために職員が必要であるが、人件費を創出できないため、職員を増 やすことができない。

<事業の課題>

個に応じた学習支援の方法について助言をいただきたい。

<施設・設備の課題>

部屋が1つのため、クールダウン用や学習用等と分けて使うことができない。

iv) 三重県への要望(15項目中上位5つ)

多くの団体が利用保護者への経済的支援(71.4%)とFSへの運営支援(66.7%)を望んでおり、次いで、行政によるFSに関する情報発信(42.9%)となっています。

三重県に求めること(複数回答あり)	団体数	割合 (%)
利用保護者への経済的支援(授業料補助等)	15	71.4
FS への運営支援(賃借料、人件費等の支援)	14	66.7
行政による FS に関する情報発信	9	42.9
利用生徒の通学費補助	8	38.1
体育館やテニスコート等活動場所の提供(利用料金の支援)	7	33.3

②不登校児童生徒およびその保護者 (n=198)

i) 不登校により増えた出費

最も多いのは、交通費や送迎費の燃料費(55.1%)、次いで、食費(52.0%)、利用料(49.5%)、光熱水費(40.4%)となっています。

100)		
区分(複数回答あり)	回答数	割合(%)
交通費や送迎費の燃料費	109	55.1
食費	103	52.0
FS等の民間団体の利用料	98	49.5
光熱水費	80	40.4
パソコンやタブレット等の学習端末購入費	32	16.2
教材購入費	25	12.6
特にない	19	9.6
その他	9	4.5
無回答	5	2.5

ii) 在籍する学校に求めたいこと

在籍する学校に求めたいことは、子ども、保護者ともに、安心して休める対応が 最も多く、次いで教室に入りづらい子どもの居場所(校内教育支援センター)の設 置が多くなっています。 (%)

区分(複数回答あり)	子ども	保護者
安心して休める対応	37.9	37.4
教室に入りづらい子どもの居場所(校内教育支援センター)の設置	18.2	36.9
学校に戻りやすくするための支援 (同級生との関係づくり、活動時間をずらすなどの工夫等)	12.6	18.7
オンラインによる授業の受講	11.1	18.2
気軽に相談できるようにしてほしい	11.1	15.7
ICTを活用した学習の出席扱い	8.6	16.2
中心となって不登校支援をする先生がわかるようにしてほしい	6.1	21.7
オンデマンド(ビデオ教材等)による授業の受講	6.1	13.1
学校との連絡や連携を子どもや保護者の状況に応じてしてほしい	5.6	16.2
進路情報の提供	5.1	12.1
訪問型支援(スクールカウンセラーによる家庭訪問等)	1.0	7.1
特になし	27.8	9.1
その他	4.0	9.6
無回答	9.6	1.5

iii) 三重県に求めたいこと

三重県に求めたいことは、子ども、保護者ともに、学びの多様化学校(不登校の子どもが通いやすい学校)の設置が最も多くなっています。次いで、子どもが学校以外の子どもたちの居場所づくり、保護者がFS等民間団体の利用料金の補助となっています。 (%)

区分(複数回答あり)	子ども	保護者
学びの多様化学校(不登校の子どもが通いやすい学校)の設置	30.3	58.6
学校以外の子どもたちの居場所づくり	21.7	33.8
FS等民間団体の利用料金の補助	15.7	43.9
いつもスクールカウンセラーがいる	9.1	7.1
様々な相談先やFSなどの情報提供	8.1	19.2
特になし	31.8	3.0
その他	4.5	7.6
無回答	10.6	1.0

3 課題をふまえた今後の取組方向

(1) FSで学ぶ子どもたちの家庭への支援

「フリースクールで学ぶ子どもたちの支援事業」の継続に努めるとともに、本年度の実施状況について検証を行います。また、FSが行う子どもたちの体験活動にかかる費用についても、引き続き支援してまいります。

(2) FSへの支援

FSの運営団体から運営支援の要望があることから、県としてどのような支援が可能であるかの検討が行われています。

また、子どもたちの社会的自立につながるよう、FSに対し進路情報等を積極的に 提供するとともに、FSと学校との連携についても必要に応じて助言します。

(3) 多様な学びの場の充実

①校内教育支援センターの設置促進に向けて

校内教育支援センターは、学校内の空き教室等を活用し、児童生徒が自分のペースに合わせて相談・学習できる施設です。学校には行けるものの自分のクラスに入りづらい時や、緩やかに学校復帰や在籍学級に復帰する場として活用されています。引き続き、市町が校内教育支援センターを設置する際の指導員配置等の支援に取り組みます。

②学びの多様化学校の設置促進に向けて

学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)は、不登校児童生徒の実態に配慮した 特別の教育課程を編成し、教育を行うことができる学校です。家から出ることはでき るが、在籍する学校に行くことができない児童生徒が通える学校として期待されて います。

現在、学びの多様化学校として文部科学省に申請中である「県立みえ四葉ヶ咲中学校」の設置に向けて取組を進めるとともに、学びの多様化学校の設置を検討する市町への支援を行います。

8 「本よもうねっとプラン(仮称)」 -第五次三重県子ども読書活動推進計画-骨子案について

現行の第四次三重県子ども読書活動推進計画(以下「第四次推進計画」という。)の計画期間が令和6年度で終了することから、次期推進計画となる「本よもうねっとプラン(仮称)」の策定に向け、骨子案を取りまとめました。

1 策定の趣旨

次期計画となる「本よもうねっとプラン(仮称)」は、県のこれまでの取組や社会情勢などをふまえ、あらゆる主体と連携・協働し、社会全体ですべての子どもたちのそばにいつも本がある環境をつくることをめざして策定するものです。

2 計画の位置づけ

次期計画となる「本よもうねっとプラン(仮称)」は、国が示した「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本として、市町等の取組状況を把握し、第四次推進計画における取組を検証するとともに、「みえ元気プラン」、「三重県教育ビジョン」における読書活動推進の方向性をふまえて、令和7年度から令和11年度までの5年間を期間とする計画です。

3 策定の視点

(1) 社会全体で読書活動を進める計画

第四次推進計画では、子どもに関わりのある家庭や地域、学校等を中心にそれぞれの役割や取組について定めています。次期推進計画となる「本よもうねっとプラン(仮称)」では、間接的に子どもに関わっていく、書店や作家、企業等も含め、社会全体の役割とともに、それぞれがつながるネットワークの役割や取組について盛り込んだ計画としていきます。

(2) 多様な子どもを対象にした計画

障がいのある子どもや日本語指導を必要とする子ども、図書館が遠方にある子ども等、一人ひとりの置かれている状況は異なります。多様な団体とつながり、図書館・学校図書館等のDXを推進することによって、あらゆる子どもが読書に親しめる計画としていきます。

(3) 持続可能な取組を進めるための計画

計画を実行していく主体が、行政だけでなく社会全体のさまざまな立場の人々であることから、人材育成を行い、計画を実行していくための環境を整えるとともに、それぞれの立場で無理のない範囲で活動ができ、一過性で終わらない持続的な取組が可能な計画としていきます。

(4) 親しみやすくわかりやすい計画

これまで読書活動の推進に携わってきた行政や図書館等の担当者だけでなく、 普段、こういった計画を読まない人々が、「読みやすい」「わかりやすい」、また 「楽しい」と思えるような計画としていきます。そのために、写真やコラムなど 事例やさまざまな立場の人々の声などを多く集めていきます。

4 「本よもうねっとプラン(仮称)」骨子案

次期推進計画となる「本よもうねっとプラン(仮称)」に盛り込むべき内容をまとめた全体の枠組みとなる骨子案について、別紙のとおり取りまとめました。

5 今後のスケジュール

令和6年10月~11月 第2回三重県子ども読書活動推進会議

12月 教育警察常任委員会

12月~令和7年1月 パブリックコメント

2月 第3回三重県子ども読書活動推進会議

3月 教育警察常任委員会

「本よもうねっとプラン(仮称)」

- 第五次三重県子ども読書活動推進計画 - 骨子案

はじめに

- ・多様な読書(新聞・漫画・雑誌・図鑑も読書) 〇「読んでみよう」と思ってもら
- ・子どもに人気のある本の紹介
- ・本を読んで得した体験談など

O「読んでみよう」と思ってもらえるような、プロローグを示します。

第1章 計画の策定にあたって

- 1 子どもの読書の意義
- ・疑似体験や非認知能力の向上
- ・人生を豊かに生きる力を身につける手段し

○国の調査研究などをふまえ、読書の意 義について示します。

- 2 策定の趣旨
- ・読書に親しめる環境の整備
- 読書活動推進の気運醸成
- Oこれまでの取組や社会情勢などをふま え、社会全体で読書活動を進めていくこ とを示します。

- 3 計画の位置づけ
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律
- ・教育施策大綱・教育ビジョンとの関係

〇法の努力義務であり、県施策を推進す るための具体的なプログラムの一つであ ることを示します。

第2章 第四次計画における取組の成果と課題

- 1 取組の成果
- ・家庭・地域・学校等での成果
- ・人材育成等の読書環境整備 など

○第四次計画に基づいて実施した取組を 検証し、その成果について示します。

- 2 残された課題
- ・切れ目のない支援やDX社会への対応
- ・読書機会の確保や読書習慣の定着などない課題を示します。

〇次期計画期間に取り組まなければならない課題を示します。

第3章 読書活動を取り巻く現状

- 1 子どもを取り巻く環境の変化
- ・インターネット・SNS等の普及
- ・読書をする時間がない など

○読書以外のことに多くの時間を費やす 現状について調査結果などを用いて示し ます。

- 2 国・県・市町の動向
- ・GIGAスクール構想によるDX化
- ・読書バリアフリー法の施行 など

O子ども読書活動に関する国等の動きを 示します。

第4章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- ・読書は壮大な冒険のはじまり、子どもたちの新たな冒険の旅を応援しよう!(仮)

2 めざす姿

・子どもたちが、読書活動を通じて、歴史や文学、科学、芸術など、さまざまな分野への関心を高め、感性や情操を磨き、幅広い視野や知識を統合して考える力と豊かな人間性を身につけています。

3 基本方針

【方針1】多様な子どもがたくさんの本と出会う機会づくり(仮)

・子どもが主体的に読書に親しむことができるよう、子どもの視点に立った読書環境の 整備やデジタル社会の進展に伴うDX化を継続的に促進することで、多様な子どもた ちの読書機会を確保します。

【方針2】社会全体で子どもの読書活動を応援する体制づくり(仮)

- ・「子どもと本をつなぐ」役割を担う、家庭、地域、学校、企業などが、互いの強みを 活かして協働するネットワークを構築し、これまでの活動や取組に拡がりを生ませる ことで、より一層子どもの読書活動を応援する体制づくりに努めます。
- 4 計画の対象
- ・本計画の対象である「子ども」とは、おおむね0歳から18歳
- 5 計画の期間
- ・令和7年度から令和11年度まで(5年間)

第5章 子どもの読書活動推進のための具体的な方策

- 1 家庭
- 2 地域(公立図書館・児童館・子ども食堂)
- 3 学校等(小中高校・特別支援学校・幼保こども園)
- 4 企業等(地元企業・出版社・書店・大学・病院)

O基本方針に沿った、それぞれの求められる役割 や、取組、KPIなどについて示します。

第6章 計画を総合的に推進するための体制整備

- 1 本よもうねっとMIE
- 2 三重県子ども読書活動推進会議
- 3 読書活動に関する人材の育成
- 4 市町との連携・協力
- 5 計画の進捗管理

○基本方針に沿った、取組などについて 示します。

9 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和5年度分)

く県の評価等>

1 指定管理者の概要等

施設所管部名 教育委員会

<u> </u>				
施設の名称及び所在	三重県立熊野少年自然の家 (熊野市金山町1577番地)			
指定管理者の名称等	有限会社 熊野市観光公社 代表取締役 山本 方秀 (熊野市井戸町654-1)			
指定の期間	令和5年4月1日~令和10年3月31日			
	①少年自然の家条例第2条に規定する事業の実施に関する業務 ②少年自然の家の施設等の利用の許可等に関する業務 ③少年自然の家の利用料金の収受に関する業務 ④少年自然の家の施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ⑤少年自然の家の管理上必要と認める業務			

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

WHICH THE XIVE THE WATER CONTRACTOR OF THE CONTR						
評価の項目	指定管理者の自己評価		泉の評価		コメント	
	R4	R5	R4	R5		
1 管理業務の 実施状況	В	В			●施設修繕の優先度を定めた計画に基づき効率的な修繕を実施することで安全な運営管理を行うとともに、可能な限り職員自らが修繕を実施することで経費削減に取り組んでいる。 ●利用者から寄せられた意見や職員の提案を積極的に取り入れ、運営管理の改善等に努めている。	
2 施設の利用 状況	В	В			●地域の豊かな自然を活かした主催事業を、協定に定める20事業以上実施し(23事業を実施)、延参加者は前年度よりも増加している。 ●主催事業をメディア(ケーブルテレビ、地方紙等)を通して募集するとともに、東紀州エリア、隣接する和歌山県の小学校にチラシ配布をするなど、地域の団体と協働して施設の周知と利用拡大に努めている。 ●スタッフブログにおいて事業の活動報告を掲載し、情報発信の充実に努めている。	
3 成果目標及 びその実績	С	С	+	+	●成果目標については、延施設利用者数目標数27,500人に対して20,753人、定員稼働率についても、目標17.0%に対して13.0%となっており、ともに成果目標を達成できなかった。しかし、前年度と比較して、延施設利用者数は7,533人、定員稼働率は4.3ポイント増加しており、感染症の流行以前の数値へ回復傾向である。 ●主催事業の実施、施設設備の維持管理、利用料金収受及び利用者への対応等、いずれも協定に定める事業計画書に沿った適切な管理運営が行われたことは評価できる。 ●施設運営の質を維持するための参考指標である利用者満足度は94.2%と、目標の90%以上を上回っており目標を達成している。	

「+」(プラス) \rightarrow 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。 ※「評価の項目」の県の評価: 「ー」(マイナス) \rightarrow 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。 「 」(空白) \rightarrow 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

__ ._

- ●施設設備の老朽化に伴う修繕を計画的に実施し、専門性を有する維持管理業務は外部委託とするなど施設設備の安全管理に努めている。利用頻度の高い設備は、職員による日常点検を徹底し、緊急度の高いものは最優先で修繕を行うなど安心して利用できる環境整備を行っている。また、利用者アンケートに寄せられた課題に対して速やかに対応策を講じ改善に取り組んでいる。
- ●野外活動等の体験プログラムである「親子DEキャンプ」及び「マリンスポーツを体験しよう」など、幼児から高齢者まで幅広い層が参加可能な主催事業を開催している。また、紀南レクリエーション協会など地域の各種団体と連携した共催事業も実施し、施設周知と利用者拡大に努めている。

総括的な評価

- ●職員が複数の業務を執行できるような体制を整えたことで主催事業の充実が図られた。
- ●成果目標である延施設利用者数、定員稼働率ともに成果目標を下回ることになったが、施設運営の質を維持するための参考指標は目標を達成していることから、指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- ●引き続き安全・安心な施設運営を実施し、学校教育やその他の関係機関と連携した自然体験活動の充実に取り組むとともに、多世代における利用者の誘客や、地域の交流地点としての役割も今後期待する。

指定管理者の名称: 有限会社 熊野市観光公社

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①熊野少年自然の家条例第2条に基づく事業の実施に関する業務

- ・青少年及び社会教育関係団体の施設の利用、指導業務、利用許可、料金収受及び関係者への研修業務等に関する業務を実施した。
- ・利用団体にはオリエンテーションを行い、生活面の助言、創作活動及び野外活動等での講習を行い研修活動を支援した。
- ・主催事業では、新型コロナウィルスが、令和5年5月に2類から5類感染症に移行されたこともあり、コロナ以前に近い事業展開をすることが出来たが、天候不良や講師の日程等で、止む無く中止にした事業もあった。紀南レクリエーション協会等と共催でニュースポーツ大会を開催、また地域自治会とボッチャを通じて体験会を重ねニュースポーツの普及も行った。また熊野市教育委員会等の各種団体と連携する等開催及び共催し、小学生から一般まで幅広く青少年の健全育成と生涯学習事業を推進実施した。
- ・利用申請、利用許可及び利用料金収受等に関する業務については、取扱い基準、利用料金の納入方法等を定め適正に運用した。
- ・「イベントのご案内」を作成し、東紀州地域を中心に小学校へ配布し、施設PRに努めるとともに、ホームページを通じた情報発信(動画配信含む)を行った。また、地元CATV等を活用して主催事業のPRを積極的に実施した他、スタッフブログにより、テレビや新聞では伝わらないく熊野少年自然の家のイマンを伝えるなど情報発信の充実に努めた。
- ・四日市で開催された「東海北陸地域青少年施設協議会運営大会」に出席し、当施設が実施した「サマーキャンプ」を 題材に意見交換のテーマとして発表した。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・感染防止対策として、前年度に引き続き利用者退所時の布団天日干しを実施した。今後も行っていく予定である。
- ・令和5年度は、老朽化に伴う施設設備の整備を積極的に実施し、修繕費の支出額は4,404,527円を要した。漏水や施設の塗装等を中心に実施した。また、緊急性を要する小規模修繕については職員自らが速やかに対応した。
- ・県教委と協議し、短期(1年)及び中長期(3年以上)等の修繕計画を立て、計画的に修繕を実施した。
- ・令和6年度においては、フィールドサーキット撤去、及びLED化に向けて、県、見積り業者と検討していく予定である。

③県施策への配慮に関する業務

- ・紀宝町内で開催された「三重県内男女共同参画連携映画会」に2名出席し、男女共同参画について研修した。
- 「令和5年度ジュニアフォレスター育成講座」を当施設を中心に行った。
- ・五條市立西吉野農業高校が当施設に宿泊し、梅収穫等の農業体験を実施し、令和6年度においても行う予定。
- ・四日市市で開催された令和4年度東海北陸地区青少年教育施設協議会 運営研究大会に職員3名出席し、主催事業についての発表を行った。
- ・三重大学からの依頼で、大学院教育実習生の教育実習期間の宿舎として利用を斡旋した。
- ・三重県総合文化センターで開催された「地域『学』フェスティバル2023」に参加し、ウッドクラフトで対応した。
- ・県内全ての市町教育委員会を訪問し「利用案内」を配布するとともに、利用促進に努めた。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・平成22年4月1日から施行している「三重県立熊野少年自然の家の管理に関する情報公開実施要領」に基づき実施 している。
- ・令和5年度においては、開示請求はなかった。
- ・三重県が開催する情報公開・個人情報保護制度初任者研修会に職員を派遣し、制度の正しい理解と運用に努めた。

⑤その他の業務

・特になし

(2)施設の利用状況

定員稼働率

〈設定目標〉

延施設利用者数 27,500名

17.0%

実績 延施設利用者数 20,753人

定員稼働率 13.0%

・施設利用者の受入れについては、基本協定書第9条に基づき利用許可基準を定め、三重県行政手続条例及び三重県 立熊野少年自然の家条例に基づき適正に処理した。

2 利用料金の収入の実績

・利用料金収入目標額 5,786千円に対し、令和5年度実績 4,728千円であった。・学校クラブ、学校研修等で利用する場合、引率者に対し利用料金の減額を適用した。(利用料金の減免額228,000円)

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部					支出の部	
		R4	R5		R4	R5
指定管	理料	43,688,680	43,264,289	事業費	2,091,373	1,766,565
利用料	収入	3,106,653	4,728,438	管理費	41,214,400	43,975,734
その他の)収入	284,085	465,577	その他の支出	2,658,955	2,698,509
合計	(a)	47,079,418	48,458,304	合計 (b)	45,964,728	48,440,808
収支差額	(a)-(b)	1,114,690	17,496			

※参考

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

利用料金減免額	228.000
	//X (J(J()
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	220,000

4 成果目標とその実績

成果目標	延施設利用者数	27,500人
八米日保	定員稼働率	17.0%
成果目標に対する実績	延施設利用者数	20,753人
	定員稼働率	13.0%
(参考指標)	施設利用者満足度	90%以上
(参考指標に対する実績)	施設利用者満足度	94.2%
今後の取組方針	組みながら、新しい 学旅行誘致や集団	身ともに健全な少年の育成を図る」という目的達成に向けて取り 本験メニューの開発を目指します。また県内の小中学校への修 官泊研修、課外授業での利用促進の取組に努めます。また、引 計にも十分配慮した施設運営を展開していきます。

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評	価	- コメント	
計画の項目	R4	R5		
1 管理業務の実施状況	В	В	事業実施に関するものは、指導系職員を中心に内部で検討し、事業終了後は直ちに職員全員で反省会を行い、反省点の改善に努め、次回の開催に備えた。施設設備の維持管理については、職員で対応できる修繕等については、自分達で行うなどコスト削減に努めた。ただし、専門的技術を要する事業については、外部委託とした。(本年度は漏水工事修繕)また、施設の情報発信として、実施した主催、共催事業の活動報告をスタッフブログにおいて掲載し、今後の参加を呼び掛けた。また、引き続き「感染症対策」に努めた。	
2 施設の利用状況	В	В	本年度においては宿泊定員等も通常に戻して運営を行い、2019年度以来、延利用者が20,000人を超えることが出来た。成果目標には達しないものの、今後の取組に期待を感じることが出来た。	
3 成果目標及びその実績	С	С	上記にも記載した様に、成果目標には及ばなかったのは残念だったが、今後は営業活動に力を入れ、宿泊体験研修、修学旅行先、また、各種団体の合宿 先としての利用促進に努めていきたい。	

「A】→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。

※評価の項目「1」の評価:

「B」→ 業務計画を順調に実施している。 [C] → 業務計画を十分には実施できていない

[D] → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。

※評価の項目「2」「3」の評

「B」→ 当初の目標を達成している。

「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない

「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

・以前の状況に戻りつつある中、新規事業の開発にも力を入れ、令和6年度においては成 果目標達成を目指して、営業活動等にも力を入れ取り組んでいきたい。 令和6年度成果目標 施設延利用者数27,500人 定員稼働率 17%

・主催事業の開催にあたっては、事業内容で参加人員を考慮しながら実施した。平成25年 度から実施している東紀州エリア、隣接する和歌山県新宮市内の全小学校へのチラシ配 布を継続した。また募集には例年通りZTV等のメディアを通して募集活動を行った。

・開催事業を地方紙等に掲載することで、施設利用のあり方及び認知度アップに努めるとと もに、ブログ等においても情報発信に努めた。

・「利用者アンケート」を宿泊利用者、日帰り利用者、主催事業参加者の3通りに分けて行い 入所の全団体を対象に行い、要望を把握し、直ちに改善できる事については対応し、サー ビスの向上に努めた。また、コピー用紙の両面利用や封筒の再利用、個人使用の消耗品 への名前の記入、また昼休みの消灯等徹底したコストの削減を行った。

総括的な評価

・施設設置目的である小中学校の宿泊研修の場として、県内外からも利用していただける よう引き続き営業活動にも力を入れて取り組んでいきたい

また、スポーツ、文化クラブの合宿基地としての役目も担っていきたい。

・施設の維持管理については、修繕計画を立て優先順位をつけて修繕を実施した。本年度 においては漏水工事修繕を実施した。

・利用者の安全確保のため、「危機管理マニュアル」「災害対策応急マニュアル」を作成し、 職員全員が携帯し備えた。迅速、的確な対応をすることが出来るよう心がけるとともに、職 員を中心に防火防災講習を実施するとともに、「三重県内男女共同参画連携映画会」に出 席し研修を受けた。

・業務の執行は、事業計画書に示された内容に基づいて取り組むとともに、職員一人一人 が複数の業務を執行できるように体制づくりを行った。また、業務の目標を明確に掲げ、達 成に向けての取組のプロセスや結果を検証し、評価・改善しながら効率的で効果的な運営 に努めた。

参考

熊野少年自然の家について

1. 目 的

優れた自然環境の中で集団生活指導を行うことにより、心身ともに健全な少年の育成を図る。

2. 施設の概要

所在地	熊野市金山町 1577	
開始年	昭和 52 年	
構造	鉄筋コンクリート造等 2階建て等	
宿泊定員	200 名	
延床面積	2,544.30 m ²	
土地面積	20,375.08 m ²	
指定管理者	有限会社 熊野市観光公社	
指定管理導入	平成 22 年度~ 現在4期目(令和5年	F度~令和9年度)

3. 施設設備内容





宿泊棟	玄関ホール・宿泊室・リーダー室・研修室・ 体育室・浴室・食堂・洗濯機置き場		
野外の施設	天体観測室・野外炊事場・囲炉裏小屋		
その他(屋外)	モニタリング設備・ふれあい広場・駐車場		
主な備品	プロジェクター・卓球・バドミントン・ペタンク・ニ チレクボール・インディアカ・グラウンドゴルフ・タ ーゲットバードゴルフ・ユニカール・キンボール・ フライングディスクゴルフ・テント・寝袋・野外炊 事道具一式・天体望遠鏡(口径45センチ・13 センチ)双眼鏡・実体顕微鏡		



4. 利用実績(第3期、第4期)

	成果目標	R4	R5
延利用者数	27,500 人	13,220 人	20,753 人
定員稼働率	17.0%	8.7%	13.0%

定員稼働率

延宿泊者数 × 100 × 100

※開所日数とは、宿泊可能な開所日数のこと

5. 利用料 (単位:円)

	宿泊利用料			(1人1泊)			体育館(総合研修館)		研修室	
	県内			県外						
	青少	青少年その他		青少年		その他	単価	料金単位	単価	料金単位
	小中以下	高校等		小中以下	高校等	-C 07 IB				
熊野少年								1時間		1時間
自然の家	270	270	770	270	270	770	330	当たり	170	当たり
宿泊定員200名								3/2 /		3/2 /

6. 主な主催行事

(年間 23事業を実施)

事業名	対 象	参加人数	目 的
野山で遊ぼう	小学生以上と	27名	熊野少年自然の家周辺の野山で様々な遊び
	その保護者		を体験する中で、体を動かし、健やかな体と
			豊かな心を育む
スターウォッチング	自 由	127名	季節の星空や天の川、そして月や惑星などの
(7 回開催)			天体を口径 45 cmの天体望遠鏡を使って観察
			する
秋のキノコ観察会	小学生以上と	36名	キノコの採集、分類、識別を行い、食用キノ
	その保護者		コを食すことを通じて、自然に触れる
凧作り教室	小学生以上と	28名	オリジナルの凧を作って七里御浜で凧揚げ
	その保護者		をする中で、作って遊ぶ楽しさを体験する
アサギマダラ観察会	小学生以上と	15名	施設内に植えているフジバカマに飛来する
	その保護者		アサギマダラの捕獲・マーキング体験を行
			い、自然への理解を深める
野外料理教室	小・中学生と	126名	自然の中で、親子で協力しながら、料理を
(3 回開催)	その保護者		するとともに、他の参加者との交流の輪を
			広げる

10 審議会等の審議状況について(令和6年6月3日~9月16日)

1 三重県教科用図書選定審議会

1	審議会等の名称	第2回三重県教科用図書選定審議会		
2	開催年月日	令和6年6月14日		
3	委員	会 長 伊藤 信成 副会長 澤井 広美 委 員 岡田 健次 他 17名 計 20名 (うち出席者 15名)		
4	諮問事項	令和7年度から中学校で使用する教科用図 書の採択について		
5	調査審議結果	令和7年度から中学校で使用する教科用図書の採択について、市町教育委員会等に対して指導、助言又は援助するための資料となる「令和7年度使用中学校用教科用図書選定に関する参考資料(案)」について、審議を行いました。 審議の結果「令和7年度使用中学校用教科用図書選定に関する参考資料(案)」は、承認されました。		
6	備考	次回開催予定:未定		

2 三重県文化財保護審議会

1 審議会等の名称	第1回三重県文化財保護審議会		
2 開催年月日	令和6年8月7日		
3 委員	会 長 岡野 友彦 委 員 黒田 龍二 委 員 岡田 昌彰 他 15 名 (うち出席者 15 名)		
4 諮問事項	・ 令和6年度三重県指定文化財の一部解除に関すること・ 県無形民俗文化財「多度大社の上げ馬神事」について		
5 調査審議結果	 ・ 県指定文化財(天然記念物)に関する指定範囲の一部解除について諮問を行い、審議の結果、諮問どおり答申されました。 〈一部解除〉 天然記念物 1件 天然記念物 西沢ののはなしょうぶ群落指定範囲11筆のうち10筆を解除 ・ 県無形民俗文化財「多度大社上げ馬神事」について、令和6年度行事に関し、建議内容を踏まえた改善が進められていると認められ、文化財の保存・継承の観点からも対応は適切で評価できるという報告がなされました。 ・ 委員からは、引き続き今後5年間は県教育委員会による状況確認と保護審議会への経過報告を求めるという意見とガバナンスを充実し安心安全に神事を実施し、文化財として継承していってほしいという意見が出されました。 		
6 備考	次回開催予定:令和6年12月下旬予定		

3 三重県社会教育委員の会議

1	審議会等の名称	第1回三重県社会教育委員の会議
2	開催年月日	令和6年8月9日
3	委員	座長 池山 敦 委員 辻村 勝彦 他 5 名 (うち出席者 7 名)
4	諮問事項	社会教育関係者によるネットワークの活性化について
5	調査審議結果	令和4年度・5年度における会議での審議概要を報告するとともに、令和6年度の審議テーマ「社会教育関係者によるネットワークの活性化について」ご審議をいただきました。 【主な意見】 ①6月21日に開催した「社会教育関係者ネットワーク事業・全体研修会」は、ネットワークづくりの入り口としては効果的であったと思う。参加者の中には様々な課題を持っている方がいたので、今後は、同じ課題や共通の課題で集まること、また、共通課題のグループ分けをするなど工夫をしていくことが必要である。 ②11月17日に開催予定の「社会教育関係者ネットワーク実践研究交流会」は、多くの地域で課題となる「担い手」に視点をおき、「学生たちと一緒に活動を」をテーマに、学生と連携・協働した実践発表や交流会を予定しているが、ネットワーク事業の目的を再確認し、学生の参加の目的・意味付けを改めて検討することが必要である。 ③社会教育・文化財保護課のホームページに社会教育活動の活動報告を掲載することとしたが、活動報告にある写真はわかりやすい。ホームページはあくまできっかけづくりなので、載せるのは写真と数行程度(必要情報)だけでよいと思う。
6	備考	次回開催予定:令和6年11月または12月

4 三重県いじめ対策審議会

1	審議会等の名称	第1回三重県いじめ対策審議会	
2	開催年月日	令和6年8月26日	
3	委員	会 長 伊藤 仁 副会長 駒田 幹彦 委 員 瀬戸 美奈子 早川 博子 水谷 久康 (うち出席者5名)	
4	諮問事項	三重県いじめ調査委員会の提言をふまえた再発防止策 について	
5	調査審議結果	 <委員からの主な意見> (1)「いじめの後遺症¹」に対する支援について 学校では多種職が関わり情報共有するなどの連携は進んでいるので、より一層協働できればよりよい支援につながると考える。 (2)「子どもアドボケイト²」の活用について 「子どもアドボケイト」は、子どもが意見表明する際の精神的サポートを担う候補者の一人であり、子どもがどの人にサポートしてほしいか選択をすることが大切。 	
6	備考	次回開催予定:未定	

_

¹ いじめの後遺症:過去のいじめを受けた子どもは軽度の対人関係での摩擦等により、 心身の苦痛を感じ、心身の状態が悪化することがある。

² 子どもアドボケイト:子どもの気持ちに寄り添い、子どもの感覚・思考を的確に表現してくれる存在。

5 三重県教育改革推進会議

1	審議会等の名称	第1回三重県教育改革推進会議
2	開催年月日	令和6年9月5日
3	委員	会 長 小林 慶太郎 副会長 松浦 直己 委 員 石川 正浩 他10名(うち出席者9名)
4	諮問事項	・学力の向上について ・教職員の人材確保について
5	調査審議結果	【主な意見】 (1)学力の向上について ・授業時間以外の学習時間が減少した要因について、様々な視点から分析した上で、学習習慣の確立に向けた取組を進める必要があるのではないか。 ・コミュニティ・スクールなどの仕組みをうまく活用し、学校だけでなく家庭や地域を巻き込みながら、子どもたちの生活習慣を変えていくことが求められる。 ・共働き世帯が増加する中、子どもがどの程度の家庭学習をしているか把握できていない家庭もたくさんあるのではないか。全国学力・学習状況調査の結果から見られる個々の課題やアドバイスについて、保護者に具体的に提示してもらえるとありがたい。 (2)教職員の人材確保について ・魅力発信も重要だが、教職員が時間的な余裕を持って主体的に仕事をすることができる環境を、現場の意見を聴きながらつくることが大切ではないか。 ・教育実習だけでなく、大学生がアシスタントとして学校現場に入ったり、地域の教育活動を行ったりできる仕組みがあるとよいのではないか。 ・教員を志望する学生の多くは、保護者対応を不安に感じており、保護者からの過剰な苦情や不当な要求に耐えなければいけないというイメージが定着している。校長がリーダーシップを発揮して組織的に対応していくことが重要ではないか。
6	備考	次回開催予定:令和7年2月~3月